

白河市いのちを守る条例案に対するパブリックコメント実施結果

■実施期間

令和8年2月19日（木）～3月6日（金）

■意見提出方法

窓口持参、郵送、ファックス、電子メール

■提出数、意見数

提出数 1通 意見数 2件

※お寄せいただいたご意見につきましては、なるべく原文のまま掲載するようにしていますが、個人が特定される表現や具体的な名称については一部省略している部分がありますので、ご了承ください。

No.	条例案に対する意見	意見に対する市の考え方
1	条例名の名前を「命を見つめる」。守るという言葉はだれかにこうげきされるように感じる。	「命を見つめる」とは、自分自身の中で命の尊さや大切さについて考えたり、その価値を見つめ直すことを指します。今回の条例は、命を見つめることも含め、自殺に至る様々な要因から命を守るための具体的な行動や役割を明示することを目的としているため、「いのちを守る条例」という名称を採用します。 なお、条例名につきましては、議会の議決を経て正式に定める予定です。 今後も市民の皆様と共に、命を守るための取組(自殺予防対策事業)を進めてまいります。
2	条文に自殺の文字が多い。例えば自死とかえるとかくふうして下さい。 (殺が強い言葉に思える)	本市では「第3次いきいき健康しらかわ21計画（白河市健康増進計画・自殺対策計画）」に基づき自殺対策事業を実施しています。この計画の中では「自殺」という用語を使用していますが、第5章第6節内「自死遺族等への支援」（P.93）では「自死」を使用しています。 「自殺」と「自死」の表現の選択には様々な見解があり、「自死」を使用すべきという立場としては、「殺」という言葉への抵抗感や、「死に追いやられた」という意味合いから「自死」を使用したいといった意見があることを認識しています。 今回は条例という性質から、「自殺」という言葉を用いますが、市民向けのリーフレット等の作成においては場面に応じた使い分けを心掛けます。